

## 入札時までに必要な手続きについて（お知らせ）

豊田市は令和5年9月公告分の案件から電子契約を導入しており、やむを得ない場合を除き、原則は電子契約での契約締結となります。

電子契約をするにあたり、事前に必要な手続きについて、下記のとおり対応をお願いいたします。

### 記

#### 1 電子契約について

電子契約は、契約書への押印、書面の受渡し等が不要になることに加え、収入印紙の貼付も不要となります。詳細は下記のサイトからご確認ください。

【契約課・電子契約ページ】（市のHP「電子契約」で検索）

<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/keiyaku/1052903/index.html>

#### 2 入札時の添付資料

| 一般競争入札                                        | 指名競争入札                                                      |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 「一般競争入札参加資格審査申請資料」にて契約方法（電子又は紙）を選択し、入札時に添付する。 | 「契約締結方法確認書」にて契約方法（電子又は紙）を選択し入札時に添付する。<br><u>※代表者の押印は不要。</u> |

#### 3 メールアドレスの申込手続きについて

#### 入札時までに電子契約承認用のメールアドレスの申請が必要です。

上記【契約課・電子契約ページ】の「利用にあたって」に申請フォームのURLを掲載しておりますので、そこから「豊田市電子契約承認メールアドレス申請・更新」の申請手続きをお願いします。

#### メールアドレス申請時の注意事項

- ① 利用者登録は任意です。登録しなくても申請は可能です。
- ② 利用者登録を行う場合は、利用者登録後に「豊田市電子契約承認メールアドレス申請・更新」の申請手続きを行ってください。
- ③ 承認者は最大で3名まで設定できますが、1名でも構いません。  
（承認者：電子契約承認依頼メールを受け取る方。  
※承認者を複数名登録した場合は、第1承認者の電子署名が完了した後、第2承認者、第3承認者の順に承認依頼メールが届きますので、登録した全ての承認者が順に電子署名をする必要があります。）
- ④ 一度、申請いただければ、案件ごとに再度、申請する必要はありません。

【問い合わせ先】

豊田市役所総務部契約課 委託担当  
電話 0565 - 34 - 6616